

2016年3月23日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿  
厚生労働省 がん対策推進協議会 御中

公益社団法人日本臨床腫瘍学会  
理事長 大江 裕一郎

40歳未満の終末期がん患者さんの在宅緩和医療を支援する制度設計の要望

この度、40歳未満の終末期がん患者さんの在宅緩和医療を支援することに繋がる制度設計の検討（例：補助事業の実施、介護保険の第2号被保険者の拡大や特定疾病の追加・見直し等）を要望します。

〔要望の背景〕

わが国では、平成18年4月に介護保険制度の特定疾病の追加・見直しが行われ、40歳以上の終末期がん患者の在宅生活や在宅緩和医療を支援する仕組みが整備され活用されているところです。しかしながら、介護保険制度の被保険者は40歳以上であるため、40歳未満の終末期がん患者の在宅生活や在宅緩和医療を支援する制度はありません。我が国の「がん登録・統計」によると2014年のがんによる全死亡者数(368,103人)のうち、20歳～40歳未満の死亡者数は2,590人(約0.7%)と全体から見ると少ない数ですが患者さんはいらっしゃいます(参照情報1)。40歳未満のがん患者さんは、年齢からも学生・子育て中・経済的な不安を抱えるなど多様な患者背景を持ちます。生命予後の限られている困難な状況であるがんの終末期の緩和ケアにおける在宅生活や在宅医療で年齢による病態の違いはありません。国内で実施された複数の研究において40歳未満の終末期がん患者が介護保険の対象とならないことが支援制度の欠落として認識されており、改善が望まれている状況であります(参照情報:2,3,4)。

なお、18歳未満は小児慢性特定疾患治療研究事業(悪性疾患)により在宅生活・医療の支援があります。

そして、18歳未満で小児慢性特定疾患治療研究事業の認定を受けた患者さん

が18歳以降に緩和ケアに専念する場合の在宅生活・医療については小児慢性特定疾患治療研究事業の対象として支援がされます。

しかしながら、18歳、19歳に発症したがん患者については小児慢性特定疾患治療研究事業への新規申請の対象にならないためここにも支援制度の欠落があります。

したがって、40歳未満の終末期のがん患者さんが、40歳以上の終末期がん患者さんと同様に在宅生活や在宅医療の支援を受けることが可能となる制度設計の検討と実施（例：補助事業の実施、介護保険の第2号被保険者の拡大や特定疾病の追加・見直し等）を通して不安の少ない福祉・介護社会の実現を要望します。

以上

（参照情報：1）

国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」人口動態統計によるがん死亡データ（1958年～2014年）

（参照情報2: 添付資料1）

米盛勸「若年がん患者を取り巻くがん診療・緩和治療支援の政策提言に資する研究（課題番号：H24-がん臨床-若手-001）」報告書 厚生労働省科学研究費

（参照情報3: 添付資料2）

大園康文「がん患者への終末期在宅ケアに関して訪問看護師が感じている問題点と必要だと思う問題解決への取り組みの実態調査」公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団

[http://www.zaitakuiryo-yuumizaidan.com/data/file/data1\\_20110727111048.pdf](http://www.zaitakuiryo-yuumizaidan.com/data/file/data1_20110727111048.pdf)

（参照情報4: 添付資料3）

木澤義之「がん患者の在宅療養導入・緩和ケア導入のバリアは何か？がん診療拠点病院のソーシャルワーカーに対する全国調査」研究報告書公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団

[http://www.zaitakuiryo-yuumizaidan.com/data/file/data1\\_20150825063054.pdf](http://www.zaitakuiryo-yuumizaidan.com/data/file/data1_20150825063054.pdf)

参考情報3、4の掲示について、勇美記念財団からの了解を得ている。